工事に限る。以下耕地課の項の一及び二において同じ。)に係る知事の権限に属する事務	る起工の決定 (一) 請負対象設計金額(請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下耕地課の項の一及び二において同じ。)が５億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が２億円以上５億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が１億円以上２億円未満の工事に係るもの (四) 請負対象設計金額が１億円未満の工事に係るもの	○	○	○				○	大山農地開発局長	整備開発事業並びに漁港整備事業に係る農林土木工事に限る。以下耕地課の項の一及び二において同じ。)に係る知事の権限に属する事務	る起工の決定 (一) 請負対象設計金額が２億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が１億円以上２億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が7,000万円以上１億円未満の工事に係るもの (四) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの	○	○	○				○	大山農地開発局長
	2 農林土木工事に係る設計の変更 (一) 請負対象設計金額が５億円以上の工事に係るもの (1) 契約金額の２割以上の増減を伴うもの (2) (1)以外のもの (二) 請負対象設計金額が２億円以上５億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が１億円以上２億円未満の工事に係るもの (1) 国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするものに係るもの (2) 契約金額の５割以上の増を伴うもの (3) (1)及び(2)以外のもの (四) 請負対象設計金額が１億円未満の工事に係るもの (1) 国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするものに係るもの (2) 契約金額の５割以上の増を伴うもの(変更後の請負対象設計金額が１億円以上となる場合に限る。) (3) (1)及び(2)以外のもの	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○	○				○	大山農地開発局長		3 農林土木工事に係る設計の変更 (一) 請負対象設計金額が２億円以上の工事に係るもの (1) 契約金額の２割以上の増減を伴うもの (2) (1)以外のもの (二) 請負対象設計金額が１億円以上２億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が7,000万円以上１億円未満の工事に係るもの (1) 国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするものに係るもの (2) 契約金額の５割以上の増を伴うもの (3) (1)及び(2)以外のもの (四) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの (1) 国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするものに係るもの (2) 契約金額の５割以上の増を伴うもの(変更後の請負対象設計金額が7,000万円以上となる場合に限る。) (3) (1)以外及び(2)以外のもの	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○	○				○	大山農地開発局長
	3 略										4 略										
	4 農林土木工事に係る請負契約の締結の決定 (一) 請負対象設計金額が２億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が１億円以上２億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が１億円未満の工事に係るもの		○	○				○	大山農地開発局長		5 農林土木工事に係る請負契約の締結の決定 (一) 請負対象設計金額が１億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が7,000万円以上１億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの		○	○				○	大山農地開発局長
	5 請負対象設計金額が１億円未満の農林土木工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行							○	大山農地開発局長		6 請負対象設計金額が7,000万円未満の農林土木工事に係る競争入札又は指名競争入札の執行							○	大山農地開発局長
	6 略										7 略										
	7 略										8 略										

	8　農林土木工事の委託の決定 (一)　請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの	○ ○							
二　農林土木工事に係る鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成 (一)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。(二)及び(三)において同じ。）が2億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの		○ ○					○	大山農地開発局長
	2　同規則第14条第1項（同規則第20条及び第23条において準用する場合を含む。）の規定による予定価格の決定 (一)　請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (四)　請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの	○	○	○				○	大山農地開発局長
	3　同規則第15条（同規則第20条において準用する場合を含む。）の規定による最低制限価格の決定 (一)　請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (四)　請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの	○	○	○				○	大山農地開発局長
	4　同規則第19条第1項の規定による入札参加者の指名 (一)　請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの		○					○	大山農地開発局長
	5及び6　略								
	7　同規則第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認 (一)　請負対象設計金額が5億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの	○							

	9　農林土木工事の委託の決定 (一)　請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	○ ○							
二　農林土木工事に係る鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成 (一)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。(二)及び(三)において同じ。）が1億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの		○ ○					○	大山農地開発局長
	2　同規則第14条第1項（同規則第20条及び第23条において準用する場合を含む。）の規定による予定価格の決定 (一)　請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象設計金額が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (四)　請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの	○	○ ○					○	大山農地開発局長
	3　同規則第15条（同規則第20条において準用する場合を含む。）の規定による最低制限価格の決定 (一)　請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象設計金額が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (四)　請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの	○	○ ○					○	大山農地開発局長
	4　同規則第19条第1項の規定による入札参加者の指名 (一)　請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの		○					○	大山農地開発局長
	5及び6　略								
	7　同規則第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認 (一)　請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの	○							

(二)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。））が5億円未満の工事に係るもの		○																					
8　略																							
9　同規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託 (一)　請負対象設計金額が5億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの	○																						
(二)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。）。以下(三)において同じ。）が2億円以上5億円未満の工事に係るもの		○																					
(三)　請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの			○																				
10　略																							
11　略																							
12　同規則第36条第7項、第37条後段、第39条第5項、第40条後段及び第40条の2第3項の規定による工期又は請負代金の額の変更 (一)　請負対象設計金額が5億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの	○																						
(二)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上と		○																					

(二)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。））が2億円未満の工事に係るもの		○																					
8　同規則第27条ただし書の規定による工事の一括下請負等の承認 (一)　請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの	○																						
(二)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。））が2億円未満の工事に係るもの		○																					
9　略																							
10　同規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託 (一)　請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの	○																						
(二)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）。以下(三)において同じ。）が1億円以上2億円未満の工事に係るもの		○																					
(三)　請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの			○																				
11　略																							
12　略																							
13　同規則第36条第7項、第37条後段、第39条第5項、第40条後段及び第40条の2第3項の規定による工期又は請負代金の額の変更 (一)　請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの	○																						
(二)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上と		○																					

| | | |

			締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。）。（三）及び（四）において同じ。）が2億円以上5億円未満の工事に係るもの （三）　請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの （四）　請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの		○				○	大山農地開発局長										締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）。（三）及び（四）において同じ。）が1億円以上2億円未満の工事に係るもの （三）　請負対象設計金額が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの （四）　請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの		○				○	大山農地開発局長
			16　同規則第40条の2第1項及び第2項の規定による工事の施工の一時中止 （一）　請負対象設計金額が5億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの （二）　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。）。（三）及び（四）において同じ。）が2億円以上5億円未満の工事に係るもの （三）　請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの （四）　請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの	○	○	○				○	大山農地開発局長										17　同規則第40条の2第1項及び第2項の規定による工事の施工の一時中止 （一）　請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの （二）　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）。（三）及び（四）において同じ。）が1億円以上2億円未満の工事に係るもの （三）　請負対象設計金額が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの （四）　請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの	○	○	○				○	大山農地開発局長
			17　同規則第41条の規定による工期の延長の承認 （一）　請負対象設計金額が5億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの （二）　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。）。（三）及び（四）において同じ。）が2億円以上5億円未満の工事に係るもの （三）　請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの （四）　請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの	○	○	○				○	大山農地開発局長										18　同規則第41条の規定による工期の延長の承認 （一）　請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの （二）　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）。（三）及び（四）において同じ。）が1億円以上2億円未満の工事に係るもの （三）　請負対象設計金額が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの （四）　請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの	○	○	○				○	大山農地開発局長
			18　同規則第42条第1項の規定による工期の短縮の要求 （一）　請負対象設計金額が5億円以上の工事（請負契約	○																	19　同規則第42条第1項の規定による工期の短縮の要求 （一）　請負対象設計金額が2億円以上の工事（請負契約	○						

| | | |

| | | |

| | | |

			、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。））が5億円未満の工事に係るもの																						
			29　同規則第59条第2項（同規則第56条第2項において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払 （一）　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。（二）において同じ。）が1億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの			○																			
			（二）　請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）が1億円未満の工事に係るもの						○	大山農地開発局長															
			30　同規則第60条第2項の規定による前金払に係る認定						○	大山農地開発局長															
			31　同規則第61条第2項の規定による請負代金の前金払い （一）　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。（二）において同じ。）が1億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの			○																			
			（二）　請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）が1億円未満の工事に係るもの						○	大山農地開発局長															
			32　略																						
			33　同規則第66条第4項の規定による請負代金の部分払い （一）　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。（二）において同じ。）が1億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの			○																			
			（二）　請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）が1億円未満の工事に係るもの						○	大山農地開発局長															
			34　同規則第67条第1																						

			、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。））が2億円未満の工事に係るもの																						
			30　同規則第60条第2項（同規則第56条第2項において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払 （一）　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。（二）において同じ。）が7,000万円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの			○																			
			（二）　請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）が7,000万円未満の工事に係るもの																		○	大山農地開発局長			
			31　同規則第61条第2項の規定による請負代金の前金払い （一）　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。（二）において同じ。）が7,000万円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの			○																			
			（二）　請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）が7,000万円未満の工事に係るもの																		○	大山農地開発局長			
			32　略																						
			33　同規則第66条第4項の規定による請負代金の部分払い （一）　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。（二）において同じ。）が7,000万円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの			○																			
			（二）　請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。）が7,000万円未満の工事に係るもの																		○	大山農地開発局長			
			34　同規則第67条第1																						

| | | |

		の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。)。(三)において同じ。)が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの		○					
	三　土地改良法に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	1～4　略							
		5　同法第8条第2項(同法第48条第9項、第87条第2項、第95条第3項及び第96条の2第5項において準用する場合を含む。)の規定による専門技術者の委嘱						○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
		6～11　略							
		12　同法第39条第5項又は第6項の規定による土地改良区の理事が行う賦課金等の滞納処分の認可又はその旨の当該市町村への通知						○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
		13～15　略							
		16　同法第49条（同法第96条の4において準用する場合を含む。)の規定による応急工事計画の認可 (一)　大山農地開発事業（大山山ろく地域における総合農地開発事業、畑地帯総合整備事業、米子地方農林振興局及び日野総合事務所の管轄区域にわたる農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業並びに下蚊屋地区ほ場整備事業をいう。以下耕地課の項の三において同じ。)に係る土地改良事業に係るもの						○	大山農地開発局長
		(二)　(一)以外のもの						○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
		17～31　略							
		32　同法第86条第2項の規定による土地改良事業の適否の決定に係る協議				○			
		33～38　略							
		39　同法第87条の3第1項の規定による土地改良事業計画の変更についての同意の取得						○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
		40　略							
		41　同法第87条の3第3項において準用する同法第5条第5項の規定による使用及び収益をする者の意見の聴取						○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
		42　同法第87条の3第4項の規定による土地改良事業計画の変更についての協議						○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
		43　略							
		44　同法第87条の3第6項において準用する第5条第6項の規定による国有地等の編入の承認の申請						○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
		45～47　略							
		48　同法第89条の2第2項において準用す							

		の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)。(三)において同じ。)が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの		○					
	三　土地改良法に基づく知事の権限に属する事務	1～4　略							
		5　同法第8条第2項(同法第48条第9項、第87条第2項、第95条第3項及び第96条の2第5項において準用する場合を含む。)の規定による専門技術者の委嘱						○	地方農林振興局長
		6～11　略							
		12　同法第39条第5項又は第6項の規定による土地改良区の理事が行う賦課金等の滞納処分の認可又はその旨の当該市町村への通知						○	地方農林振興局長
		13～15　略							
		16　同法第49条（同法第96条の4において準用する場合を含む。)の規定による応急工事計画の認可 (一)　大山農地開発事業（大山山ろく地域における総合農地開発事業、畑地帯総合整備事業、米子地方農林振興局及び日野地方農林振興局の管轄区域にわたる農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業並びに下蚊屋地区ほ場整備事業をいう。以下耕地課の項の三において同じ。)に係る土地改良事業に係るもの						○	大山農地開発局長
		(二)　(一)以外のもの						○	地方農林振興局長
		17～31　略							
		32　同法第86条第2項の規定による土地改良事業の適否の決定に係る協議			○				
		33～38　略							
		39　同法第87条の3第1項の規定による土地改良事業計画の変更についての同意の取得						○	地方農林振興局長
		40　略							
		41　同法第87条の3第3項において準用する同法第5条第5項の規定による使用及び収益をする者の意見の聴取						○	地方農林振興局長
		42　同法第87条の3第4項の規定による土地改良事業計画の変更についての協議						○	地方農林振興局長
		43　略							
		44　同法第87条の3第6項において準用する第5条第6項の規定による国有地等の編入の承認の申請						○	地方農林振興局長
		45～47　略							
		48　同法第89条の2第2項において準用す							

| | | |

	(一)　大山農地開発事業に係る土地改良事業に係るもの							○	大山農地開発局長
	(二)　(一)以外のもの							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	57　同法第89条の２第10項において準用する同法第55条の規定による県営土地改良事業についての換地処分に係る土地及び建物についての登記の嘱託								
	(一)　大山農地開発事業に係る土地改良事業に係るもの							○	大山農地開発局長
	(二)　(一)以外のもの							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	58～65　略								
	66　同法第114条の規定による県営土地改良事業に係る土地の分割又は合併の手続								
	(一)　大山農地開発事業に係る土地改良事業に係るもの							○	大山農地開発局長
	(二)　(一)以外のもの							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	67　略								
	68　同法第132条第１項の規定による土地改良区等の業務又は会計の状況の検査の実施								
	(一)　300ヘクタール未満の地域を土地改良区の地区とするものに係るもの							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	(二)　(一)以外のもの			○					
	69～73　略								
四　土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第51条の５の規定により知事の権限に属するものとされた土地改良法に基づく事務	1　略								
	2　同法第89条の２第３項において準用する同法第53条の２の２第１項の規定による国営土地改良事業に係る換地を定めないことについての同意の取得								
	(一)　大山農地開発事業に係る土地改良事業に係るもの							○	大山農地開発局長
	(二)　(一)以外のもの								地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	3及び4　略								
五～七　略									
八　土地改良登記令（昭和26年政令第146号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第２条の規定による県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地及び建物についての登記の嘱託								
	(一)　大山農地開発事業に係る土地改良事業に係るもの							○	大山農地開発局長
	(二)　(一)以外のもの							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	2　同令第33条の２の規定による県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地の表示の変更の登記の嘱託								
	(一)　大山農地開発事業に係る土地改良事業に係るもの							○	大山農地開発局長
	(二)　(一)以外のもの							○	地方農林振興局長 日野総合事務

	(一)　大山農地開発事業に係る土地改良事業に係るもの							○	大山農地開発局長
	(二)　(一)以外のもの							○	地方農林振興局長
	57　同法第89条の２第10項において準用する同法第55条の規定による県営土地改良事業についての換地処分に係る土地及び建物についての登記の嘱託								
	(一)　大山農地開発事業に係る土地改良事業に係るもの							○	大山農地開発局長
	(二)　(一)以外のもの							○	地方農林振興局長
	58～65　略								
	66　同法第114条の規定による県営土地改良事業に係る土地の分割又は合併の手続								
	(一)　大山農地開発事業に係る土地改良事業に係るもの							○	大山農地開発局長
	(二)　(一)以外のもの							○	地方農林振興局長
	67　略								
	68　同法第132条第１項の規定による土地改良区等の業務又は会計の状況の検査の実施								
	(一)　300ヘクタール未満の地域を土地改良区の地区とするものに係るもの							○	地方農林振興局長
	(二)　(一)以外のもの			○					
	69～73　略								
四　土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第51条の５の規定により知事の権限に属するものとされた土地改良法に基づく事務	1　略								
	2　同法第89条の２第３項において準用する同法第53条の２の２第１項の規定による国営土地改良事業に係る換地を定めないことについての同意の取得								
	(一)　大山農地開発事業に係る土地改良事業に係るもの							○	大山農地開発局長
	(二)　(一)以外のもの							○	地方農林振興局長
	3及び4　略								
五～七　略									
八　土地改良登記令（昭和26年政令第146号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第２条の規定による県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地及び建物についての登記の嘱託								
	(一)　大山農地開発事業に係る土地改良事業に係るもの							○	大山農地開発局長
	(二)　(一)以外のもの							○	地方農林振興局長
	2　同令第33条の２の規定による県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地の表示の変更の登記の嘱託								
	(一)　大山農地開発事業に係る土地改良事業に係るもの							○	大山農地開発局長
	(二)　(一)以外のもの							○	地方農林振興局長

									所農林局長
	3　同令第33条の３の規定による県営土地改良事業の施行に係る地域内において農地の保全又は利用上必要な施設の敷地を取得した場合における所有権移転の登記の嘱託 (一)　大山農地開発事業に係る土地改良事業に係るもの (二)　(一)以外のもの							○ ○	大山農地開発局長 地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	4　同令第54条の規定による国営土地改良事業により売り渡すべき土地を造成する目的をもって埋め立て、又は干拓された土地の配分通知書を受けて所有権を取得した者がある場合の当該土地の表示の登記の嘱託							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
九～十二　略									
十三　その他の事務	1　県営土地改良事業又は知事が委任を受けて行う国営土地改良事業を施行するために必要な土地若しくは建物、立木その他土地に定着する物件の取得、所有権以外の土地に関する権利の取得、使用若しくは消滅又は損失の補償に係る契約の締結（耕地課の所掌事務に係るものに限る。） (一)　大山農地開発事業に係る土地改良事業に係るもの (二)　(一)以外のもの							○ ○	大山農地開発局長 地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	2　略								
	3　県営土地改良事業等に係る施設等の譲与に伴う登記の嘱託及び嘱託の承諾 (一)　大山農地開発事業に係る土地改良事業に係るもの (二)　(一)以外のもの							○ ○	大山農地開発局長 地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	4　耕地課所管に係る土地の境界の確定 (一)　大山農地開発事業に係る土地改良事業に係るもの (二)　(一)以外のもの							○ ○	大山農地開発局長 地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	5　県営土地改良事業等に係る分担金・負担金の調定 (一)　大山農地開発事業に係る土地改良事業に係るもの (二)　(一)以外のもの							○ ○	大山農地開発局長 地方農林振興局長 日野総合事務所長
	6　県営土地改良事業等により造成された財産に係る追加改築等の承認 (一)　大山農地開発事業に係る土地改良事業に係るもの (二)　(一)以外のもの							○ ○	大山農地開発局長 地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	7　農林水産業施設災								

	3　同令第33条の３の規定による県営土地改良事業の施行に係る地域内において農地の保全又は利用上必要な施設の敷地を取得した場合における所有権移転の登記の嘱託 (一)　大山農地開発事業に係る土地改良事業に係るもの (二)　(一)以外のもの							○ ○	大山農地開発局長 地方農林振興局長
	4　同令第54条の規定による国営土地改良事業により売り渡すべき土地を造成する目的をもって埋め立て、又は干拓された土地の配分通知書を受けて所有権を取得した者がある場合の当該土地の表示の登記の嘱託							○	地方農林振興局長
九～十二　略									
十三　その他の事務	1　県営土地改良事業又は知事が委任を受けて行う国営土地改良事業を施行するために必要な土地若しくは建物、立木その他土地に定着する物件の取得、所有権以外の土地に関する権利の取得、使用若しくは消滅又は損失の補償に係る契約の締結（耕地課の所掌事務に係るものに限る。） (一)　大山農地開発事業に係る土地改良事業に係るもの (二)　(一)以外のもの							○ ○	大山農地開発局長 地方農林振興局長
	2　略								
	3　県営土地改良事業等に係る施設等の譲与に伴う登記の嘱託及び嘱託の承諾 (一)　大山農地開発事業に係る土地改良事業に係るもの (二)　(一)以外のもの							○ ○	大山農地開発局長 地方農林振興局長
	4　耕地課所管に係る土地の境界の確定 (一)　大山農地開発事業に係る土地改良事業に係るもの (二)　(一)以外のもの							○ ○	大山農地開発局長 地方農林振興局長
	5　県営土地改良事業等に係る分担金・負担金の調定 (一)　大山農地開発事業に係る土地改良事業に係るもの (二)　(一)以外のもの							○ ○	大山農地開発局長 地方農林振興局長
	6　県営土地改良事業等により造成された財産に係る追加改築等の承認 (一)　大山農地開発事業に係る土地改良事業に係るもの (二)　(一)以外のもの							○ ○	大山農地開発局長 地方農林振興局長
	7　農林水産業施設災								

			害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第94号）第３条の規定による事業計画の変更承認 （一）　農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱（昭和40年40農地Ｄ第1130号農林水産事務次官依命通達）第17条第２項に掲げる労務資材単価等の変更に伴う事業費の変更等						○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
			（二）　（一）以外のもの		○						
農村整備課	一　略										
	二　土地改良登記令に基づく知事の権限に属する事務（農村整備課の所掌に係るものに限る。）	1　同令第２条の規定による景営土地改良事業の施行に係る地域内の土地及び建物について登記の嘱託							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
		2　同令第33条の２の規定による県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地の表示の変更の登記の嘱託							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
		3　同令第33条の３の規定による県営土地改良事業の施行に係る地域内において農地の保全又は利用上必要な施設の敷地を取得した場合における所有権移転の登記の嘱託							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
		4　同令第54条の規定による国営土地改良事業により売り渡すべき土地を造成する目的をもって埋め立て、又は干拓された土地の配分通知書を受けた所有権を取得した者がある場合の当該土地の表示の登記の嘱託							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	三　その他の事務（農村整備課の所掌に係るものに限る。）	1　非補助土地改良事業助成措置要綱に基づく事務 （一）　第２の１に基づく選定事業の選定							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
		（二）　第２の２に基づく利子の軽減の対象となる事業の認定		○						
		2　農業農村活性化農業構造改善促進対策融資要綱第２の２の（２）に基づく市町村との協議							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
		3　県営土地改良事業又は知事が委任を受けて行う国営土地改良事業を施行するために必要な土地若しくは建物、立木その他土地に定着する物件の取得、所有権以外の土地に関する権利の取得、使用若しくは消滅又は損失の補償に係る契約の締結							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
		4　県営土地改良事業等に係る分担金・負担金の課定							○	地方農林振興局長 日野総合事務所長
林政課	一　森林法（昭和26年法律第249号）に基づく	1～3　略								
		3の２　同法第６条第５項の規定による地	○							

		害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する施行規則第３条の規定による事業計画の変更承認 （一）　農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱第17条第２項に掲げる労務資材単価等の変更に伴う事業費の変更等						○	地方農林振興局長
		（二）　（一）以外のもの		○					
農村整備課	一　略								
	二　土地改良登記令に基づく知事の権限に属する事務（農村整備課の所掌に係るものに限る。）	1　同令第２条の規定による県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地及び建物について登記の嘱託						○	地方農林振興局長
		2　同令第33条の２の規定による県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地の表示の変更の登記の嘱託						○	地方農林振興局長
		3　同令第33条の３の規定による県営土地改良事業の施行に係る地域内において農地の保全又は利用上必要な施設の敷地を取得した場合における所有権移転の登記の嘱託						○	地方農林振興局長
		4　同令第54条の規定による国営土地改良事業により売り渡すべき土地を造成する目的をもって埋め立て、又は干拓された土地の配分通知書を受けた所有権を取得した者がある場合の当該土地の表示の登記の嘱託						○	地方農林振興局長
	三　その他の事務（農村整備課の所掌に係るものに限る。）	1　非補助土地改良事業助成措置要綱に基づく事務 （一）　第２の１に基づく選定事業の選定						○	地方農林振興局長
		（二）　第２の２に基づく利子の軽減の対象となる事業の認定		○					
		2　新農業構造改善事業促進対策融資要綱第２の２の（２）に基づく市町村との協議						○	地方農林振興局長
		3　農業農村活性化農業構造改善促進対策融資要綱第２の２の（２）に基づく市町村との協議						○	地方農林振興局長
		4　県営土地改良事業又は知事が委任を受けて行う国営土地改良事業を施行するために必要な土地若しくは建物、立木その他土地に定着する物件の取得、所有権以外の土地に関する権利の取得、使用若しくは消滅又は損失の補償に係る契約の締結						○	地方農林振興局長
		5　県営土地改良事業等に係る施設等の譲与に伴う登記の嘱託及び嘱託の承諾						○	地方農林振興局長
林務課	一　森林法（昭和26年法律第249号）に基づく	1～3　略							
		3の２　同法第６条第５項の規定による地		○					

知事の権限に属する事務	域森林計画を樹立し、又は変更しようとする際の農林水産大臣への協議								
	4　同法第10条の５第７項及び第８項（同法第10条の６第４項において準用する場合を含む。）の規定による市町村森林整備計画の樹立についての協議及び市町村森林整備計画書の写しの受理							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	５～９　略								
	10　同法第19条第１項の規定による森林施業計画の認定、変更の認定及び認定の取消し並びに森林施業計画を変更すべき旨の通知 (一)　二以上の地方農林振興局の管轄区域に係るもの (二)　(一)以外のもの					○		○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	11　同法第19条第１項の規定による森林施業計画に係る森林の伐採等の届出書及び包括承継人からの届出書の受理							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	12　同法第19条第３項の規定による森林施業計画の認定等又は森林施業計画を変更すべき旨の通知についての関係市町村長の意見の聴取 (一)　二以上の地方農林振興局の管轄区域に係るもの (二)　(一)以外のもの					○		○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	13～16　略								
二　森林組合法に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第10条の規定による組合の信託規程の設定、変更又は廃止の承認							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	2　同法第24条の規定による組合の林地処分事業実施規程の設定、変更又は廃止の承認							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	3　同法第25条第１項の規定による組合の分担金の徴収の認可							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	4　同法第25条第３項の規定による組合の分担金徴収についての受益者の意見の聴取							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	5　同法第61条第３項（同法第100条第２項において準用する場合を含む。）において準用する同法第78条第２項の規定による組合の定款の変更に関する報告書の徴収							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	6　同法第61条第３項（同法第100条第２項において準用する場合を含む。）において準用する同法第79条の規定による組合の定款の変更の認可							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	７～20　略								
三　森林組合法施行令（昭和53年政令第286号	1　略								

知事の権限に属する事務	域森林計画を樹立し、又は変更しようとする際の大臣への協議								
	4　同法第10条の５第７項及び第８項（同法第10条の６第４項において準用する場合を含む。）の規定による市町村森林整備計画の樹立についての協議及び市町村森林整備計画書の写しの受理							○	地方農林振興局長
	５～９　略								
	10　同法第19条第１項の規定による森林施業計画の認定、変更の認定及び認定の取消し並びに森林施業計画を変更すべき旨の通知 (一)　二以上の地方農林振興局の管轄区域に係るもの (二)　(一)以外のもの					○		○	地方農林振興局長
	11　同法第19条第１項の規定による森林施業計画に係る森林の伐採等の届出書及び包括承継人からの届出書の受理							○	地方農林振興局長
	12　同法第19条第３項の規定による森林施業計画の認定等又は森林施業計画を変更すべき旨の通知についての関係市町村長の意見の聴取 (一)　二以上の地方農林振興局の管轄区域に係るもの (二)　(一)以外のもの					○		○	地方農林振興局長
	13～16　略								
二　森林組合法に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第10条の規定による組合の信託規程の設定、変更又は廃止の承認							○	地方農林振興局長
	2　同法第24条の規定による組合の林地処分事業実施規程の設定、変更又は廃止の承認							○	地方農林振興局長
	3　同法第25条第１項の規定による組合の分担金の徴収の認可							○	地方農林振興局長
	4　同法第25条第３項の規定による組合の分担金徴収についての受益者の意見の聴取							○	地方農林振興局長
	5　同法第61条第３項（同法第100条第２項において準用する場合を含む。）において準用する同法第78条第２項の規定による組合の定款の変更に関する報告書の徴収							○	地方農林振興局長
	6　同法第61条第３項（同法第100条第２項において準用する場合を含む。）において準用する同法第79条の規定による組合の約款の変更の認可							○	地方農林振興局長
	７～20　略								
三　森林組合法施行令（昭和53年政令第286号	1　略								
	2　同法第111条の規定による森林組合連		○						